

温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会 設置要領

1. 目的

平成19年6月19日に東京都渋谷区の温泉の採取場所において爆発事故が発生したことを受け、今後、同様の事故が生じることのないよう、早急に必要な安全対策を実施する必要が生じている。

こうしたことから、温泉の掘削時及び採取時を含め、温泉に関する可燃性天然ガス等に対する安全対策について検討を行うため、「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」（以下「検討会」という）を設置するものである。

2. 構成

- (1) 検討会は、温泉科学、地質、天然ガス、消防等の分野の専門家等であって、環境省自然環境局長が依頼した検討員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要に応じて、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができるものとする。

3. 検討事項

検討会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 事故防止対策の具体的内容
- (2) 事故防止対策を講ずべき温泉施設の範囲（地域や掘削深度等）
- (3) その他検討会の設置目的に関連する事項

4. 座長

- (1) 検討会に座長を置き、検討員の互選によってこれを定める。
- (2) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長に事故等がある場合には、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

5. 庶務

検討会の庶務は、環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室において行う。